

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成29年10月1日作成)

法令名	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
根拠条項	第42条
処分の概要	シルバー人材センターの監督命令
法令の定め	(監督命令) 第42条 都道府県知事は、この規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し第三十八条第一項に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
処分基準	第42条 都道府県知事は、この規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し第三十八条第一項に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
処分担当課	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ (電話番号：011-204-5099)
問い合わせ先	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ (電話番号：011-204-5099)
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm</a>

法令名	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
根拠条項	第45条
処分の概要	シルバー人材センター連合の監督命令
法令の定め	<p>(準用)</p> <p>第45条 第三十七条第三項から第五項まで及び第三十八条から第四十三条までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第三十七条第三項中「第一項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、(中略)、第四十二条中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、第四十三条第一項中「第三十七条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と読み替えるものとする。</p> <p>(監督命令)</p> <p>第42条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し、第三十八条第一項（第三十九条第五項及び第六項の規定により読み替え適用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>
処分基準	<p>(監督命令)</p> <p>第42条 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、シルバー人材センターに対し、第三十八条第一項（第三十九条第五項及び第六項の規定により読み替え適用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p>
処分担当課	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ（電話番号：011-204-5099）
問い合わせ先	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ（電話番号：011-204-5099）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm</a>

法令名	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
根拠条項	第45条
処分の概要	シルバー人材センター連合の指定の取消
法令の定め	<p>(準用)</p> <p>第45条 第三十七条第三項から第五項まで及び第三十八条から第四十三条までの規定は、シルバー人材センター連合について準用する。この場合において、第三十七条第三項中「第一項の指定をしたとき」とあるのは「第四十四条第一項の指定をしたとき並びに同条第二項の連合の指定区域の変更があつたとき及び同条第四項の連合の指定区域の変更をしたとき」と、(中略)、第四十二条中「この節」とあるのは「第六章第二節」と、第四十三条第一項中「第三十七条第一項」とあるのは「第四十四条第一項」と、同項第三号中「この節」とあるのは「第六章第二節」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定の取消し等)</p> <p>第43条 都道府県知事は、シルバー人材センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。</p> <p>一 第三十八条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 指定に関し不正の行為があつたとき。</p> <p>三 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>四 前条の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>五 第五十三条第一項の条件に違反したとき。</p>
処分基準	<p>(指定の取消し等)</p> <p>第43条 都道府県知事は、シルバー人材センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第三十七条第一項の指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。</p> <p>一 第三十八条第一項に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。</p> <p>二 指定に関し不正の行為があつたとき。</p> <p>三 この節の規定又は当該規定に基づく命令に違反したとき。</p> <p>四 前条の規定に基づく処分に違反したとき。</p> <p>五 第五十三条第一項の条件に違反したとき。</p>
処分担当課	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ（電話番号：011-204-5099）
問い合わせ先	経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ（電話番号：011-204-5099）
備考	<a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/gyouseitetsuduki_koyourousei.htm</a>